

アラブ首長国連邦(UAE)フリーゾーンにおける知的財産権の行使と現状

巻 田 隆 正*

抄 録 近年、中近東の貿易・観光・ビジネスの中心として脚光を浴びるドバイ、そしてアラブ首長国は、貿易の要として模倣品の輸出入も問題視されている。特に貿易を視野に設立されたフリーゾーンでの知的財産権保護・模倣品流通の現状に関しては、対応以前に現状把握が難しいとされている。首長国によりレベルは異なるが、ドバイ税関を主にUAE各首長国の税関は、模倣品の取り締まりを行う体制は整っており、日本を含め各国の知的財産権保有者の意見を聞く姿勢もある。しかしながら、自由貿易を謳うUAEとしては如何に貿易とビジネスを妨げずに模倣品対策を施行し、知的財産権保護を行うかが課題であると思われる。本稿では簡潔ではあるが、UAEフリーゾーンの知的財産権保護の現状に関して纏めている。

目 次

1. はじめに
2. フリーゾーンにおける知的財産権の現状
3. 知的財産権に関する法律
4. フリーゾーンでの知的財産権行使
5. おわりに

に加盟している。GCCはUAE、バーレーン、サウジアラビア、クウェート、オマーン、カタールの6カ国から成り立っている(図1)。

さらにUAEはアブダビを筆頭としてドバイを含む7つの首長国から形成されている(図2)。

1. はじめに

アラブ首長国連邦(UAE)は中近東の湾岸諸国の一つでGulf Corporation Council (GCC)

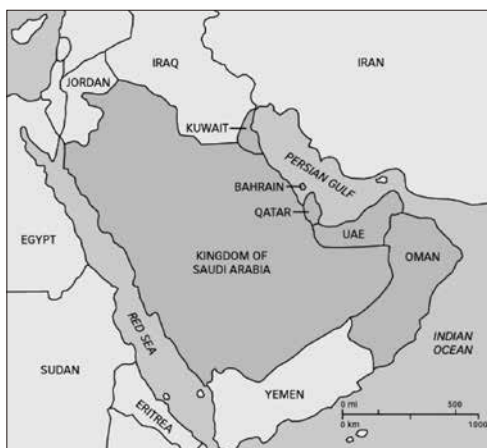


図1 中近東湾岸諸国におけるUAEの位置



図2 UAEと7つの首長国

UAEには数多くのフリーゾーンが存在し、首長国の1つであるドバイだけでも20以上のフリーゾーンがあり、種類も多岐に及ぶ。本稿の最後にドバイのフリーゾーンの一覧及びに簡単な説明を載せているので、ご参照されたい^{1)~21)}。

* CLYDE&CO法律事務所 Legal Director
Takamasa MAKITA

フリーゾーンとは、投資を促進する為の特別経済地域であり、UAE連邦法またフリーゾーンが所在する各首長国法とは別の規則も適応され、フリーゾーン内にてビジネスを展開する外資系企業は優遇処置を受けることが出来る。フリーゾーンは業種や業態により大まかに分けられていて、例えばジェベル・アリ・フリーゾーンやドバイ・エアポート・フリーゾーンは物品の流通を必要とする業種、ドバイ・インターナショナル・ファイナンシャル・センターは主に金融・会計関連の企業が在籍している。

フリーゾーンはそれぞれ、規制当局が管轄しており、規制当局は企業に当該フリーゾーン内の営業許可を交付し、その活動を取り締まる役割を担っている。例えば、日本企業が最多在籍し、ドバイ最大と言われるジェベル・アリ・フリーゾーンは、ジェベル・アリ・フリーゾーン規制局（JAFZA）の管轄下にあり、JAFZA当局による取締りを受けている。またドバイ・クリエイティブ・クラスター当局は、ドバイ・インターネット・シティー、ドバイ・アウトソース・ゾーン、ドバイ・メディア・シティー、インターナショナル・メディア・プロダクション・ゾーン、ドバイ・ナレッジ・ビレッジ、ドバイ・インターナショナル・アカデミック・シティー、ドバイ・スタジオ・シティー、ドバイ・サイエンス・パーク、ドバイ・デザイン・ディストリクトなどのフリーゾーンを管轄する規制局となっている。

フリーゾーンで設立された会社には、ドバイ「内地」（通称「オンショア」）と比べ、外資系企業による完全所有可（スポンサーは不要）、減税、関税控除など、様々な有利な特権が与えられる。ただし、これらの特権は、フリーゾーン内での活動に制限されることを忘れてはならない。フリーゾーンで設立された会社が、フリーゾーンを離れて、ドバイ国内、あるいは他の首長国内で取引を行いたい場合、フリーゾーン

ではなく、取引を行う場所での営業許可を有する組織を介さなければならない。

2. フリーゾーンにおける知的財産権の現状

2014年に欧州委員会が刊行したResults at the Border 2013（欧州連合税関における知的財産権の権利行使に関する報告書）²²⁾によると、UAEを出所とする模倣品の数が大幅に減少している。模倣品の出所として、2012年には2位だったUAEは、2013年には5位に下がった。また、UAEを出所とする偽造タバコの数も18%減少し、香水、化粧品をはじめとするボディーケア商品の模倣品の数も18%減少している。

しかし、他の分野ではUAEが占める割合が増加が見られる。例えば、UAEを出所とする偽造車や偽造車両部品などの数は13%増加している。

そのため、規制当局による取締りの強化、徹底といった努力にもかかわらず、模倣品に関する統計では、未だUAEは上位に位置している。このような統計結果の主な原因はフリーゾーンにある。UAEを出所とする模倣品の多くは、UAEで製造されるわけではなく、他国からフリーゾーンに一旦輸入された後、ヨーロッパなど他の市場に再輸出されるケースがほとんどと考えられるためである。

よって、フリーゾーンから模倣品が他市場へ再輸出される前に、それらを押収するための取り締まりを強化することが、いかに重要であるかを十分に認識しなければならない。

3. 知的財産権に関する法律

UAEの法制では、特別な例外を除いて、UAE連邦法がフリーゾーンでも適用されることが定められている。したがって、下記の知的財産権を保護する主な法律が、フリーゾーンでも有効な法律として適用される：

- 1992年連邦法第37号（改正法）—商標法
- 2002年連邦法第7号—著作権法
- 2002年連邦法第17号—特許・実用新案および意匠法
- 1993年連邦法第18号—商法
- 2006年連邦法第24号—消費者保護法
- 1979年連邦法第4号—商取引における詐欺・欺瞞行為を防止する不正行為取締法
- 2007年連邦勅令第85号—GCC関税法のUAEでの施行

これら連邦知財法は、UAE全域、全ての首長国（ドバイ国際金融センターにおける一部の例外は除く）、全てのフリーゾーンに適用される。権利所有者には、これら知財法に基づき、知的財産権の侵害に対し、民事訴訟、行政措置、刑事訴追など様々な救済策が与えられる。

GCC関税法の第80条は、「所轄官庁による決議によって定められた商品権、工業製品権、著作権の保護に関する法律を侵害する品物」など特定の商品のフリーゾーンへの持ち込みを禁じている。

この規則は、知的財産権を侵害する商品のフリーゾーンへの持ち込みを禁止する立場を支持するものと考えられる。ただし、同規則は、所轄官庁が下す決議を条件としており「所轄官庁」という言葉は定義されていないが、フリーゾーンの関係規制当局（例えば、ジェベル・アリ・フリーゾーン（JAFZA））を、80条の目的における「所轄官庁」に該当するものとして解釈して差し障りないと考えられる。

この条項は、JAFZAが定めたジェベル・アリ規則により、以下のように強化されている：

- 6.7条 ジェベル・アリ・フリーゾーンでの営業を許可された企業は、知的財産権に関する全てのUAE連邦法および現地法に従わなければならない。この条項に違反した者に対し「適切な措置」を講じる権限をJAFZAに与

える。

- 14.2条 認可企業が知的財産法に違反した場合、違反者に特定の罰則を科す権限をJAFZAに付与する。

さらに、GCC関税法の第24条は、「禁止品」の入国、輸送、出国および「規制品」の入国、輸送、出国を禁じている。「禁止品」「規制品」は以下のように定義されている：

- 『禁止品』とは、「本法または他の法律の条項に基づき輸入または輸出が禁じられる品物」
- 『規制品』とは、「本法または他の法律の条項に基づき輸入または輸出が制限される品物」

これら条項は、知的財産権を侵害する商品をフリーゾーンに持ち込む、あるいはフリーゾーンから持ち出す行為は、GCC関税法に違反するという立場を支持するものと解釈される。

そのため、UAEのフリーゾーンで適用される様々な法律や規則によって、裁判所、警察、税関、他の行政機関、フリーゾーン規制局など、あらゆる機関に、フリーゾーン内で知的財産権を行使する権限が与えられる結果となっている。このように管轄範囲が重複することで、知的財産権の行使がむしろ困難になる恐れもある。

4. フリーゾーンでの知的財産権行使

フリーゾーンを通過してドバイもしくはUAEから別の国に輸出される物品に対して、先ず有効な手段として商標の税関登録があげられる。ドバイ税関に於いて登録は可能だが、他の首長国の税関の知的財産権保護体制はそれぞれ異なる。また、登録をただだけでなく、税関への定期的な連絡、そして税関が主催する模倣品研修会にて税関調査官に真正品と模倣品の見分け方のトレーニングを行う必要がある。税関

への登録を行わなくとも著名ブランドに関しては模倣品と思われる製品が見つかった場合は知的財産権所有者もしくは代理人（弁護士等）に連絡が入る場合も稀にある。

一方、フリーゾーンで知的財産権を行使するにあたり、情報収集において難しい問題に直面する。なぜなら、多くのフリーゾーンにおいて、フリーゾーンで営業許可を与えられた会社に関する情報は、通常、機密事項とされ、フリーゾーン規制当局が情報を一般公開することは、ほとんど、あるいは全くない。

このように情報に制約があるため、フリーゾーンに登録する会社に関する情報を調査、入手するのは非常に困難となる。情報の入手が制限されているため、フリーゾーン企業が不正商品や模倣品の取引を行っていることは知られていても、それら組織の活動に関する必要情報を入手することは難しいということになる。

特定のフリーゾーン地域で不正行為が行われている倉庫があることが判明した状況であっても、模倣品の取引がある倉庫を正確に特定できるとは限らないという問題がある。特に、シャルジャやドバイの倉庫地帯は広大で、正確な住所が存在しない場合も多いため、倉庫の特定は非常に困難である。

フリーゾーン企業の不正取引と、その現場に関する情報の入手に成功したとしても、次は、強制捜査と模倣品の押収が適切に実施されることを確実にするために、その首長国の規制当局に働きかけなければならないという問題がある。既述のとおり、知的財産権の侵害に対し、措置を講じる権限を有する様々な機関が混在している。

例えばドバイでは、フリーゾーン内での権利の侵害に対し、民事訴訟が提訴された場合、もちろん裁判所が知的財産権に基づきしかるべき措置を命じる。知的財産権所有者が勝訴した場合、裁判所は不正使用の禁止や損害賠償等の判

決を下す。しかし、民事訴訟は、手続きが比較的高額であるため、権利所有者は、行政措置の申し立てを行う場合が多く見られる。

しかし、様々な機関による管轄が重複するため、行政措置の申請手続きは複雑である。例えば、ジェベル・アリ・フリーゾーンでは、管轄当局として、ドバイ税関、ドバイ経済開発局（DED）、JAFZAがあげられる。そのため、これら機関はいずれも、自ら行政措置を講じるよりも、他の機関にその役割を任せようとする傾向がある。

例えば、DEDの職員は、フリーゾーンでの同局による強制捜査を認める裁判所の命令がない限り、フリーゾーンで強制捜査を行うことを躊躇する可能性がある。これは、DEDはオンショアの取り締まりを主な役割とするのに対し、フリーゾーンは『オフショア（国外）』とみなされるためである。

もし政府機関が法律上必要とされている任務を遂行しない場合（例えば、税関がフリーゾーン内での取り締まりに難色を示す場合）、ドバイ首長府のルーラーズ・コート（RULER'S COURT）に申請をして当該政府機関に対して訴訟を行い、行動を取らせる事も可能である。

また状況に応じては、警察が、知的財産権侵害の罪で刑事訴追が求められるフリーゾーン企業に対し、何らかの手段を講じることもあり得る。商標の侵害あるいは無許可の使用は、禁固刑および／あるいはAED5,000（およそUS\$1,350）以上の罰金の対象となる。著作権の侵害は、2ヶ月以上の禁固刑およびAED10,000（US\$2,750）以上の罰金の対象となる。意匠権と特許権の侵害は、3ヶ月以上2年未満の禁固刑および／あるいはAED 5,000（US\$1,350）の罰金の対象となる。また悪質な侵害や人身に被害を及ぼす行為等に関しては更なる厳しい罰則（禁固刑もしくは罰金）が科せられる。刑事訴訟を追及した場合でも、民事裁判の選択肢が失われるわけで

はない。

フリーゾーン内の情報が限られているとは既に記載したとおりであるが、UAEでは裁判の判例に関する一般情報も非常に限られており、これは模倣品に関する裁判に限らず全ての判例に共通である。それ故に、知的財産権行使の情報は公に公開されている情報、特に新聞記事からの情報が情報源となる。

UAEのThe National紙は、「2014年の第1四半期にドバイ税関で押収された偽造品は、およそ700万ディルハム(US\$200万)相当にのぼり、前年同時期の240万ディルハム(US\$65万)を大きく上回る…2014年第1四半期、ドバイ税関は、65回の強制捜査を行い、およそ440万点、670万ディルハム(US\$180万)相当の不正商品を押収し、2013年同時期の59回の強制捜査による押収品240万ディルハム(650万)相当から大きく増加している。ドバイ税関長によると、税関捜査官は、2011年から2013年の期間中、951回の強制捜査を行い、6,530万ディルハム(US\$1,780万)相当の不正商品を押収した…また‘ドバイ税関は、知的財産権の保護に最大の注意を払い、社会安全と国家経済支援に努めており、著作権侵害、偽造、不正行為を厳しく取り締まることで、現地の商取引および投資活動のために健全な環境を提供することに一翼を担っている。これは、製造者や制作者の権利を守るとともに、偽造品や模倣品による消費者への被害防止に必要な努力である’と語った」と報じている²³⁾。

5. おわりに

UAEフリーゾーンで知的財産権を行使できることは非常に重要である。他方、フリーゾーンで設立された企業の情報入手は困難である上、模倣品の取引を行うことが知られていても、その不正行為に対し、適切な措置を講じることも容易ではないのが現状である²⁴⁾。

この記事ではUAEの商標所有者保護団体の

会長は「ドバイの港には毎年1,300万のコンテナが到着するものの、ドバイ税関が調査するのは、そのうち3%ほどであり、それは世界の平均値にすぎない」と述べている。

しかし、多くのフリーゾーンが集まるドバイの裁判所は、これまで知的財産権所有者の立場を支持し、しかるべき救済を命じてきたという事実は、励みになる。行政措置による知的財産権の行使もまた、容易ではないが、概して知的財産権の保護および行使に関わる状況は徐々に改善されているため、知的財産権所有者(ブランドオーナー)は、前向きに、UAEフリーゾーンで、その権利の行使を追求すべきである。

注 記

- 1) ドバイ空港フリーゾーン
<http://www.dafz.ae/en>
航空、医薬品、物流・輸送、宝飾、インターネット・テクノロジー分野の企業に通商許可を交付。オフィス、工場の賃貸。ドバイ国際空港に隣接。
- 2) ドバイ・シリコン・オアシス
<https://www.dsoa.ae/en/>
ITテクノロジー、テレコム、コンピューター・ハードおよびソフト、電子機器、マイクロ電子工学分野の企業にサービス、工業、通商許可を交付。ドバイ国際学園都市の近く、シェイク・モハメド・ビン・ザイド・ロード沿いに位置。
- 3) ジェベル・アリ・フリーゾーン
<http://www.jafza.ae>
製品の輸出入、流通(貿易業)、材料の輸入および製造(工業)、サービス業などの分野の企業にライセンスを交付。ジェベル・アリ港とアール・マクトゥーム国際空港の間に位置。
- 4) ドバイ・マルチ・コモディティ・センター(ジューメイラ・レイク・タワーズ)
<http://www.dmcc.ae>
金、貴金属、ダイヤモンド、宝石、エネルギー、他の商品分野の企業にフリーゾーン・ライセンスを交付。
- 5) ドバイ・インターネット・シティ
<http://www.dubaiinternetcity.com>

- ドバイのITテクノロジー企業の拠点。ソフトウェアの開発、販売、販促、サービス、イーコマース、コンサルティング。シェイク・ザイド・ロード(エミレーツ・ゴルフ・クラブの向かい)。
- 6) ドバイ・メディア・シティー
<http://www.dubaimediacity.com>
メディア、出版、音楽、映画、ニューメディア、芸能、放送などの分野の企業にライセンスを交付。アル・スフォー・ロードとシェイク・ザイド・ロードの間、パーム・ジュメイラの入り口。
- 7) ドバイ・スタジオ・シティー
<http://dubaistudiocity.ae>
放送局、メディア・プラットフォームとマネジメント、製作会社、音楽、演芸、芸能関係者などにライセンスを交付。撮影許可サービス局(LAS)が撮影許可を発行。
- 8) インターナショナル・アカデミック・シティー
<http://www.diacedu.ae>
大学、大学院、研究などのプログラムを提供する高等教育施設の中心地。シェイク・モハメド・ビン・ザイド・ロードの近く(インターナショナル・シティーを過ぎた所)。
- 9) ドバイ・ナレッジ・ビレッジ
<http://www.kv.ae>
語学学校、人材コンサルティング会社、職業訓練センターの中心地。フリーランス、ビジネスライセンスを交付。アル・スフォー2とドバイ・メディア・シティーの間。
- 10) ドバイ・アウトソース・シティー
<http://www.doz.ae>
金融、経理、給与処理、ITテクノロジー、エンジニアリング、デザイン、調査、開発分野の第三者サービスを提供する企業にライセンスを交付。ドバイ・メディア・シティーとナレッジ・ビレッジ近くに位置。
- 11) エナジー&エンバイロメント・パーク(ENPARK)
再生可能エネルギー、観光サービスを提供する企業へライセンスを交付。ドバイ国際学園都市の近く。
- 12) インターナショナル・メディア・プロダクション・ゾーン
<http://www.impz.ae>
グラフィック・デザイン、出版、パッケージング分野の企業にライセンスを交付。工業施設、商業施設、住宅が混在。シェイク・モハメド・ビン・ザイド・ロード、ドバイ・スポーツ・シティーの隣。
- 13) ドバイ・バイオテック・リサーチ・パーク
農業、林業、園芸、ライフサイエンス、治療研究、生物・科学分析、調査器機に携わる企業にライセンスを交付。アル・カイルとシェイク・モハメド・ビン・ザイド・ロードの間。
- 14) ドバイ・オート・ゾーン
DUCAMZは、発展途上で需要が高まるアジアおよびアフリカ地域へ向けた車の再輸出を目的に設立された。このゾーンは、ドバイ・シティー内に位置し、100万メートル四方の地区である。全ての空港や港へアクセスできる便利な立地条件で、車は貨物船やトラックに積まれ、中東の近隣国を結ぶ高速道路により、様々な地域へ輸送される。
- 15) ゴールド・アンド・ダイヤモンド・パーク
<http://www.goldanddiamondpark.com/en>
ゴールド・アンド・ダイヤモンド・パークは、37の小売店舗(全て賃貸)のある空調の整った屋内施設。また、118の製造工場がある三階建ての製造ビル(G+2)がある。これら製造工場の大きさは、310フィート四方から1,283フィート四方まで様々である。
- 16) ドバイ・ヘルスケア・シティー
<http://www.dhcc.ae>
ドバイの医療・健康・ヘルスケアの中心地：二つの病院、90以上の外来医療センター、臨床検査室が存在する。ドバイ・クリーク・パークとドバイ・グランド・ハイヤットの隣。
- 17) ドバイ・インターナショナル・ファイナンシャル・センター
<http://www.difc.ae>
銀行・ブローカレッジ、資本市場、資産管理、イスラム金融、補助的金融サービスなどのライセンス発行。トレード・センター環状交差点と第一インターチェンジ(シェイク・ザイド・ロード)の間。
- 18) ドバイ・ロジスティクス・センター
ロジスティクス地区は、回転の速い物流サイクルに予見性を持って対応することで、国際供給網のギャップを埋めるために設立された。ドバイ・ロジスティクス・シティーは、ドバイ・ワールド・セントラル(DWC)内にある。DWC

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

の専用複合施設により、DWCで運営する物流会社は、資本コストを最低限に抑えることができるとともに、短い製品ライフサイクルに効率よく対応することができる。

ロジスティクス地区は、空路、水路、道路による物流に直結し、専用の空港・海港通路により、港から空港まで、わずか20分で貨物を運ぶことが可能。また、開業手続きも簡便で、高額な費用は必要ない。さらに、同地区の企業は、フリーゾーン・ライセンス、あるいは非保税ゾーン・ライセンスのいずれかを選ぶことができる。

19) ドバイ・マリタイム・シティー

ドバイ・マリタイム・シティーは、ラーシド港とドバイ乾ドックの間、人工半島上に位置し、アラビア湾の水路に囲まれた世界で最新のマリタイム施設。

20) ドバイ・フラワー・センター

ドバイ国際空港内に設けられたドバイ・フラワー・センターは、21世紀のフラワー産業の新たな振興拠点となっている。草花や生鮮品の国際取引が急速に成長するにつれ、輸送時間の短縮、品質の向上、収益の増加を可能にする最新の物流システムや技術の必要性が高まっている。

21) インターナショナル・ヒューマニタリアン・シティー

<http://www.ihc.ae/default.asp>

現地および世界の人道活動・救援活動の中心地。商社の新子会社、既存の子会社、非営利団体の国際支局にライセンスを付与する。アル・カイル・ロードに面し、ビジネス・ベイの隣に位置する。

22) Results at the Border 2013 (欧州連合税関における知的財産権の権利行使に関する報告書)

http://ec.europa.eu/taxation_customs/resources/documents/customs/customs_controls/counterfeit_piracy/statistics/2014_ipr_statistics_en.pdf

23) The National紙 (2014年4月28日号)

<http://www.thenational.ae/uae/courts/dubai-customs-seize-dh7-million-in-fake-goods>

24) The National紙 (2013年12月11日号)

<http://www.thenational.ae/uae/tougher-laws-needed-to-curb-counterfeit-trade-in-uae>

(Web参照日はすべて2016年3月28日)

(原稿受領日 2016年1月5日)